

## 海上自衛隊訓令第9号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、海上訓練指導隊の編制に関する訓令を次のように定める。

平成14年3月20日

防衛庁長官 中 谷 元

### 海上訓練指導隊の編制に関する訓令

海上訓練指導隊の編制に関する訓令（昭和29年海上自衛隊訓令第26号）の全部を改正する。

（任務）

**第1条** 海上訓練指導隊は、次の各号に掲げる業務を行うことを任務とする。

- (1) 自衛艦（潜水艦、掃海艦、掃海艇、掃海管制艇、掃海母艦、練習潜水艦、潜水艦救難艦及び潜水艦救難母艦を除く。）及び支援船の乗員に対する配置についての訓練の指導並びに護衛艦隊の行う訓練に対する指導及び護衛艦隊その他の海上部隊の行う訓練に対する協力（以下「海上訓練指導」という。）に関する事（海上自衛隊潜水医学実験隊及び誘導武器教育訓練隊の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 対潜戦術訓練装置を使用した護衛艦に対する訓練の指導（以下「装置訓練指導」という。）に関する事。
- (3) 自衛艦の乗員に対する講習に関する事。
- (4) 自衛艦（潜水艦及び練習潜水艦を除く。）の艦長又は艇長に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練（以下「教育訓練」という。）に関する事。
- (5) 前各号に掲げる業務に必要な調査及び研究に関する事。

（司令及び副長）

**第2条** 海上訓練指導隊の長は、海上訓練指導隊司令（以下「司令」という。）とする。

- 2 司令は、1等海佐をもって充てる。
- 3 司令は、海上訓練指導隊群司令の指揮監督を受け、海上訓練指導隊の隊務を統括する。
- 4 海上訓練指導隊に、副長1人を置く。
- 5 副長は、司令を助け、事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

（編制）

**第3条** 海上訓練指導隊に、総務科及び指導部を置く。

2 前項に規定するもののほか、横須賀海上訓練指導隊に教育科を置く。

(総務科)

**第4条** 総務科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管、文書及び統計に関すること。
- (2) 人事及び福利厚生に関すること。
- (3) 秘密の保全に関すること。
- (4) 会計及び物品の取扱いに関すること。
- (5) 施設の維持管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、海上訓練指導隊の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(指導部)

**第5条** 指導部に、次の4科を置く。

訓練科

砲雷科

船務航海科

機関科

2 前項に規定するもののほか、横須賀海上訓練指導隊及び佐世保海上訓練指導隊の指導部に対潜戦術科を置く。

(訓練科)

**第6条** 訓練科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 海上訓練指導、装置訓練指導及び講習の実施計画に関すること。
- (2) 経費、物品の取扱い、給食、福利厚生、文書及び保健衛生の業務についての海上訓練指導及び講習の実施並びにこれらに必要な調査及び研究に関すること。
- (3) 海上訓練指導、装置訓練指導及び講習に必要な教材及び図書の収集、整理、作成及び保存に関すること。
- (4) 部内の事務の総括に関すること。

(砲雷科)

**第7条** 砲雷科においては、射撃、照射、運用、発射、水測及び立入検査等の業務についての海上訓練指導及び講習の実施並びにこれらに必要な調査及び研究に関する事務をつかさどる。

(船務航海科)

**第8条** 船務航海科においては、情報、電測、通信、船体消磁、航行、信号、見張及び操舵の業務についての海上訓練指導及び講習の実施並びにこれらに必要な調査及び研究に関する事務をつかさどる。

(機関科)

**第9条** 機関科においては、主機関、補機、電気、応急及び工作の業務についての海上訓練指導及び講習の実施並びにこれらに必要な調査及び研究に関する事務をつかさどる。

(対潜戦術科)

**第10条** 対潜戦術科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 対潜戦術についての海上訓練指導、装置訓練指導及び講習の実施に関すること。
- (2) 対潜戦術訓練装置を使用して行う戦術の改善に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 対潜戦術訓練装置の維持管理に関すること。

(教育科)

**第11条** 教育科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教育訓練の実施計画に関すること。
- (2) 教育訓練の実施並びにこれに必要な調査及び研究に関すること。
- (3) 教育訓練に必要な教材及び図書の収集、整理、作成及び保存に関すること。

(部長及び科長)

**第12条** 部に部長を、科に科長を置く。

2 部長及び科長は、司令（指導部の科長にあつては、指導部長）の命を受け、部務又は科務を掌理する。

(委任規定)

**第13条** この訓令に定めるもののほか、海上訓練指導隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

**附 則**

この訓令は、平成14年3月22日から施行する。

**附 則**（平成15年3月31日海上自衛隊訓令第25号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年9月15日海上自衛隊訓令第28号潜水艦教育訓練隊の編制に関する訓令及び海上訓練指導隊の編制に関する訓令の一部を改正する訓令）

この訓令は、平成21年12月1日から施行する。

**附 則**（平成22年4月1日防衛省訓令第15号調達調整会議規則等の一部を改正する訓令第36条）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。